

山形県総合政策審議会土地利用部会について

1 経過

～H12 「山形県国土利用計画地方審議会」

H13～ 総合開発審議会と統合。この中に「土地利用部会」を位置づけ

2 部会の審議事項

- (1) 国土利用計画法の規定によりその権限に属された事項の調査審議
 - ① 県国土利用計画の策定及び変更
 - ② 県土地利用基本計画の変更
 - ③ 市町村国土利用計画についての助言等
- (2) 知事の諮問に応じ、県土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議

3 部会員

総合政策審議会委員及び特別委員から会長が指名

参考1 国土利用計画法(昭和 49 年6月 25 日法律第 92 号、抄)

(審議会等)

第 38 条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置く。

2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

※本県では、総合政策審議会が国土利用計画法第 38 条第 1 項の規定により置かれる「審議会その他合議制の機関」。